

# 上場制度

[上場審査基準](#)[上場廃止基準](#)[一部指定・指定替え基準](#)

## 本則市場（市場第一部・第二部）における上場審査基準

### 形式要件

外国株券等（外国株、外国株預託証券等）の本則市場（市場第一部・第二部）への形式要件（有価証券上場規程第206条第1項及び第210条第2項）では、内国株券等の形式要件のうち、(1)～(7)及び(14)((2)c.に定める流通株式比率に関する基準を除く)に適合しており、かつ、以下の要件を満たすことが必要となります。

#### 上場審査基準概要（一・二部）

指定振替機関における取扱い	指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。
株券等の譲渡制限	新規上場申請を行った外国株券等の譲渡について、制限を行っていないこと（但し、本国の法律の適用を受けるために必要と認められる場合等については、当取引所の市場における売買を阻害しない限りにおいて、この限りではありません。）
預託契約等	新規上場申請が外国株預託証券等である場合は、預託契約等の必要な契約が有価証券上場規程施行規則で定めるところにより締結されるものであること。

### 上場審査の内容

外国株券等（外国株、外国株預託証券等）の上場審査は、有価証券上場規程第207条に基づいて行われ、その詳しい内容は「上場審査等に関するガイドライン」によって定められています。詳細については、「上場審査等に関するガイドライン」をご覧ください。

[定款等諸規則／諸規則内規](#)

## マザーズにおける上場審査基準

### 形式要件

外国株券等(外国株、外国株預託証券等)のマザーズへの新規上場に関する形式要件(有価証券上場規程第213条第1項)では内国株券等の形式要件(マザーズ)のうち、(1)～(7)((2)c.に定める流通株式比率に関する基準を除く)に適合しており、かつ、以下の要件を満たすことが必要となります。

#### 上場審査基準概要(マザーズ)

指定振替機関における取扱い	指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務若しくは振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みがあること。
株券等の譲渡制限	新規上場申請を行った外国株券等の譲渡について、制限を行っていないこと(但し、本国の法律の適用を受けるために必要と認められる場合等については、当取引所の市場における売買を阻害しない限りにおいて、この限りではありません)
預託契約等	新規上場申請が外国株預託証券等である場合は、預託契約等の必要な契約が有価証券上場規程施行規則で定めるところにより締結されるものであること

### 上場審査の内容

外国株券等(外国株、外国株預託証券等)のマザーズへの上場審査は、有価証券上場規程第214条に基づいて行われ、その詳しい内容は「上場審査等に関するガイドライン」によって定められています。詳細については、「上場審査等に関するガイドライン」をご覧ください。

#### 定款等諸規則／諸規則内規

## JASDAQ(スタンダード)における上場審査基準

外国株券等(外国株、外国株預託証券等)のJASDAQスタンダードへの上場審査基準(形式要件、上場審査の内容)は、外国株券等の本則市場(市場第二部)への上場審査基準と同様です。(市場第二部の基準は上記参照)

なお、2020年11月1日現在、JASDAQグロースへの新規上場等は停止しています。

---

© 2021 Japan Exchange Group, Inc.